

関係建設業団体の長 様

山口県土木建築部長

経営事項審査の事務取扱いについての改正について (通知)

本県の土木建築行政の推進につきましては、平素から格別の御配意をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和 4 年 8 月 1 5 日付け国不建第 2 3 7 号で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

経営事項審査における変更内容については下記のとおりです。審査方法については別紙のとおりとします。

つきましては、貴職から貴団体所属会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 技術力 (Z) に係る改正

監理技術者講習の加点対象期間の拡大

2 その他の審査項目 (社会性等) (W) の審査項目の新設

審査基準日における「担い手の育成・確保」、「災害対応力の強化」及び「環境への配慮」に関する取り組みを行う企業を評価

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定 (1～3 段階目)」、「プラチナえるぼし認定」の取得状況
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」、「プラチナくるみん認定」の取得状況
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」の取得状況
- ④ 審査基準日以前 1 年以内に発注者から直接請け負った日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」における建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制の整備状況
- ⑤ 所有又はリース契約により使用する建設機械の評価範囲の拡大
- ⑥ エコアクション 2 1 の認証の取得状況

監理課建設業班  
TEL 083-933-3629  
FAX 083-925-8862

## 経営事項審査における変更点について

R4.8.19 監理課

このことについて、建設業法施行規則等の改正を受け、次のとおりとします。  
なお、1は令和4年8月15日から、2は令和5年1月1日から施行となりますのでご留意ください。

### 1 技術力

#### (1) 概要

監理技術者講習の加点対象期間の拡大

#### (2) 内容

変更前	変更後
当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したもの	受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの

※令和3年1月1日の改正で変更となった監理技術者講習の有効期間と同じ期間が加点対象。

※受講日～受講年の12月31日間も有効期間に含まれる。

### 2 社会性等

#### (1) 概要

「担い手の育成・確保」、「災害対応力の強化」及び「環境への配慮」に関する取り組みを行う企業を評価

#### (2) 内容

「担い手の育成・確保」（評価項目追加）

追加項目	確認書類
審査基準日における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」「えるぼし認定（2段階目）」「えるぼし認定（3段階目）」「プラチナえるぼし認定」の取得状況	各認定を取得していることを証する書面（基準適合一般事業主認定通知書等）の写し
審査基準日における次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況	
審査基準日における青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」の取得状況	

<p>審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った日本国内の「民間工事を含む全ての建設工事」又は「全ての公共工事」において、建設キャリアアップシステム上で直接入力以外の方法により就業履歴を蓄積できる体制（建設現場でのカードリーダー設置等）の整備状況</p> <p>※令和5年8月14日以降に終了日を迎える事業年度から審査対象</p> <p>※上記工事は、建設業許可を要しない軽微な工事、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は対象外</p>	<p>技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約する書面</p>
---	--

「災害対応力の強化」（評価範囲拡大）

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショベル系掘削機、ブルドーザー（自重3t以上）、トラクターショベル（パケット容量0.4㎡以上）、モーターグレーター（自重5t以上）</li> <li>・<u>大型ダンプ車（最大積載量5,000kg以上又は車両総重量8,000kg以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定をうけているもの）</u></li> <li>・移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショベル系掘削機、ブルドーザー（自重3t以上）、トラクターショベル（パケット容量0.4㎡以上）、モーターグレーター（自重5t以上）</li> <li>・<u>ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ（車検証の車体の形状の欄に記載のあるもの）</u></li> <li>・移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上）</li> <li>・<u>高所作業車（作業床の高さが2m以上）</u></li> <li>・<u>締固め用機械（ローラー）</u></li> <li>・<u>解体用機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）</u></li> </ul>

※確認書類は現行どおり

「環境への配慮」（評価項目追加）

追加項目	確認書類
<p>審査基準日におけるエコアクション21の認証の取得状況</p>	<p>認証されていることを証する書面の写し</p>

3 申請書新様式について

山口県土木建築部監理課ホームページに別途掲載予定